

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市中397 埼玉土建三郷支部気付

No.13
2010年5月12日発行



支援する会、2月17日(水)浦和駅西口宣伝

三郷生活保護裁判

証人調べ 7月7日始まる

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論裁判がおこなわれました。

7月7日の第14回から証人調べが始まります。証人としては、原告の息子さんと、実際の生活保護申請に関わった原告団弁護士です。三郷の生活保護行政の実態が、浮き彫りにされる裁判となります。いよいよ裁判も大きな山場となります。みなさまの大きなご支援を！

三郷生活保護裁判 第13回口頭弁論

今回の口頭弁論は、次回からの証人調べの確認が中心に行われました。

★原告側の証人の提起
原告側からは、まずは原告の債務整理の相談にのった弁護士から始め、被告三郷市のケースワーカーを原告と面接した時系列に沿って証人とし、続いて当時の福祉課長3人、最後

に原告という順番にしてほしいと希望しました。

★原告側主張
それに対して原告側

★被告側の証人の提起
被告側は、原告側に立証責任があるのだから原告の陳述を最初にするべきであり、学者証人は意見書が提出されているので必要ないのではないかと主張し、ケースワーカーについては記憶が定かではない者もいるので、最初の面接をした者と担当となつたケースワーカーのみでよいのではないかと述べ、課長3人についてはは保護開始決定をした際の課長がふさわしいのではないかと主張しました。

主張しました。

★原告側主張
それに対して原告側は、原告は夫(故・原告)が亡くなったことにより精神的な不調も生じており、長い審問には堪えられないと説明しました。よって、先に他の証人の審問を行ない、特に争いがある点に限って原告の審問を行ないたいと希望しました。ケースワーカーについては、各回ごとの面接について大きな争点になっていくので、それぞれの審問が必要であり、課長も3人の審問が必要であると主張しました。

第十四回口頭弁論と宣伝の日程

日時：二〇一〇年七月七日(水)

午後一時三〇分～四時三〇分

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所二〇二法廷

*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館二階で開催されます。

★当日、弁護団報告会終了後、県庁東門で宣伝をおこないます。*時間は午後五時半～予定



弁護士会館での裁判報告会

★裁判所の質問

裁判所が原告に対する反対尋問にかかる時間を尋ねると、被告側は故・原告の妻である原告に対しては30分から40分、故・原告の息子にあたる原告に対してはまだ検討中だがあまり長い時間はかからないと答えました。弁護士に対しては30分から40分であると答えました。

次に、裁判所は原告

の体調不良についての診断書は出ているのかと尋ね、その場で裁判所と被告側が診断書を確認した後、裁判所は証人調べに今年いっぱいかかるとして、その頃には原告が出廷することは可能になるのかと尋ねました。原告側は、病状によるので断言はできないが、出廷できるようにすると答えました。

ここで、一旦裁判官が

法廷を離れて合議を行ない、証人の順番について検討しました。

★検討結果

裁判所は、原告の体調についての診断書を正式に提出するともに、原告の体調不良から審問を最後にしてほしいという上申書を提出することを求めました。証人調べの順番については、まずは息子さん、弁護士から証人審問を始めることと、ケースワーカー4名と課長1名の陳述書を被告側から提出することを求めました。

弁護士会館の報告会

裁判は、原告と被告のそれぞれの主張が出されて争点が明確になったので、証拠に基づいてどちらの主張が正しいかを判断する段階になっています。書類などの証拠は既に提出さ

れているので、今後は証人調べを行なっていくこととなります。まず、生活保護の申請時期が大きな争点となっています。原告側は平成17年の最初の面接から既に申請している

と主張し、被告側は生活保護申請を受理した平成18年6月が最初の申請日であったとしています。

原告陳述書概要

原告の陳述書は、時系列に沿って述べられており、平成16年12月に原告の夫（故・原告）が白血病であることが判明して即入院となり、会社からの保障も雇用保険もなかったために無収入になり、高額医療費を申請したこと。

平成17年1月の三郷市での初の相談では「生活保護を受けたい」と伝え、夫が白血病であり、他に収入がないことを訴えました。車を処分し、仕事を見つけてからま

た来るように言われたこと。三郷市の面接記録が残っているのは2月1日からですが、それ以前に長男と一緒に2回目の相談に行き、そこで長男が就労指導

をされ、2月1日の段階では長男がアルバイトを開始している。少なくとも2月1日以前にも面接がされているはずだと主張しています。3月以降は家賃、医療費を滞納し、光熱費の支払いも遅れ、借金で借金を返すような状態になり、8月に弁護士会へ債務整理の相談をしました。

平成18年6月には、弁護士が同行して生活保護を申請し、受理されましたが、その時は生活状況については全く質問されなかったという事です。しかも、家賃分は支給されず、転居指導が行なわれ、8月に転居を余儀なくされ転居したことで三郷市の生活保護が打ち切られました。しかし、生活を立て直す方策は

なく、転居先の自治体に健康保険の相談をしに行ったところ、福祉課へも相談に行くように言われ、生活保護を申請しました。

原告は、同じような目に遭う人がいなくなるようにがんばっていきたいということと、裁判官には相談に行っても追い返された時の不安な気持ちや情けない気持ちと訴えています。

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。